

## 那珂市総合開発審議会の会議の公開等に関する取り決め事項

那珂市総合開発審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開等に関し、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

### 1 会議の公開について

審議会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開とする。ただし、会長は、公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、会議に諮って全部又は一部を非公開とすることができる。

### 2 委員名簿の公開について

- (1) 委員名簿は公開するものとする。
- (2) 委員名簿には、区分、所属、役職及び氏名を記載し、さらに審議会の役職（会長及び副会長）を記載するものとする。

### 3 会議資料の公開について

会議資料は、会議終了後、市ホームページで公開するものとする。

### 4 会議録の公開について

- (1) 会議録は、原則として公開とする。ただし、会議録に那珂市公文書の開示等に関する条例第6条の各号に規定する情報が含まれる場合は、当該箇所を非公開とすることができる。
- (2) 会議録は、会議における議事の経過及び発言内容を記録し、事務局が作成後、市ホームページで公開するものとする。

### 5 傍聴について

- (1) 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、会議の開会前に、自己の氏名及び住所を別記様式に記入し、入室しなければならない。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
  - ア 酒気を帯びている者
  - イ 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
  - ウ 前2号に掲げる者のほか、会長が傍聴を不相当と認める者
- (3) 会長は、必要と認めるときは、傍聴人の員数を制限することができる。
- (4) 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。
  - ア みだりに傍聴席を離れること。
  - イ 私語、談話、拍手等を行うこと。
  - ウ 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。
  - エ 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害になるような挙動を行うこと。
- (5) 会長は、前項各号の事項を行う者があるときは、これを静止し、これに従わない場合は、退場を命じることができる。
- (6) 傍聴人は、会長が傍聴を禁じたとき、又は退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

